

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会

視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班（第3回）

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 情報・コミュニケーション支援の現状と課題について
- (2) 作業班における検討のまとめについて
- (3) その他

3 閉会

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会

視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班（第3回）

資 料

- 資料1 視覚障害者・聴覚障害者の現状
- 資料2 視覚障害者・聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の実施状況（平成15年度）
- 資料3 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援に係る人材養成の状況
- 資料4 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班における検討のまとめ【骨子】（案）

- 参考資料 これまでの議論の整理

視覚障害者・聴覚障害者の現状

1. 視覚障害者

(1) 視覚障害者数 301,000人

(2) 視覚障害者の点字取得状況（年齢階級別）

（単位：千人）

年齢階級	総数	点字ができる	点字ができない				回答なし
			小計	点字必要	必要なし	回答なし	
総数	301 (100.0)	32 (10.6)	229 (76.1)	17 (5.6)	201 (66.8)	11 (3.6)	40 (13.3)
18・19歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
20～29歳	7 (100.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)	4 (57.1)	- (-)	1 (14.3)
30～39歳	8 (100.0)	2 (25.0)	5 (62.5)	1 (12.5)	4 (50.0)	- (-)	1 (12.5)
40～49歳	16 (100.0)	5 (31.3)	7 (43.8)	1 (6.3)	6 (37.5)	1 (6.3)	4 (25.0)
50～59歳	47 (100.0)	12 (25.5)	30 (63.8)	4 (8.5)	27 (57.4)	- (-)	4 (8.5)
60～69歳	66 (100.0)	4 (6.1)	53 (80.3)	6 (9.1)	43 (65.2)	4 (6.1)	9 (13.6)
70歳以上	155 (100.0)	8 (5.2)	127 (81.9)	5 (3.2)	116 (74.8)	6 (3.9)	20 (12.9)
不詳	2 (100.0)	- (-)	1 (50.0)	- (-)	1 (50.0)	- (-)	1 (50.0)

平成13年度身体障害児・者実態調査から

2. 聴覚障害者

(1) 聴覚障害者数 305,000人

(2) 聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況 (年齢階級別)

(複数回答)
(単位：千人)

年齢階級	総数	補聴器や人工内耳等の補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他	不詳
総数	305 (100.0)	241 (79.0)	75 (24.6)	19 (6.2)	47 (15.4)	52 (17.0)	134 (43.9)
18・19歳	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	1 (100.0)
20～29歳	10 (100.0)	6 (60.0)	5 (50.0)	5 (50.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	4 (40.0)
30～39歳	17 (100.0)	10 (58.8)	4 (23.5)	1 (5.8)	3 (17.6)	1 (5.8)	5 (29.4)
40～49歳	32 (100.0)	9 (28.1)	8 (25.0)	3 (9.4)	9 (28.1)	4 (12.5)	13 (40.6)
50～59歳	48 (100.0)	18 (37.5)	11 (22.9)	3 (6.3)	11 (22.9)	5 (10.4)	17 (35.4)
60～69歳	94 (100.0)	42 (44.7)	13 (13.8)	2 (2.1)	9 (9.6)	11 (11.7)	33 (35.1)
70歳以上	254 (100.0)	152 (59.8)	33 (12.9)	4 (1.6)	9 (3.5)	27 (10.6)	62 (24.4)
不詳	5 (100.0)	3 (60.0)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (40.0)	- (-)

平成13年度身体障害児・者実態調査から

視覚障害者・聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の 実施状況（平成15年度）

各種施策を都道府県・指定都市が実施主体の「障害者社会参加総合推進事業」（60か所で実施）及び市町村が実施主体の「市町村社会参加促進事業」（537か所で実施）において実施している。

1. 視覚障害者

（1）点訳奉仕員養成・研修事業

点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成・研修する事業

→ 都道府県等58か所、市町村176か所

（2）朗読奉仕員養成・研修事業

朗読に必要な技術等を習得した朗読奉仕員を養成・研修する事業

→ 都道府県等58か所、市町村153か所

2. 聴覚障害者

（1）要約筆記奉仕員養成・研修事業

要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成・研修する事業

→ 都道府県等59か所、市町村167か所

（2）要約筆記奉仕員派遣事業

要約筆記奉仕員を派遣する事業

→ 都道府県等55か所、市町村151か所

（3）手話奉仕員養成・研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業

→ 都道府県等41か所、市町村409か所

（4）手話奉仕員派遣事業

手話奉仕員を養成・研修する事業

→ 都道府県等30か所、市町村305か所

(5) 手話通訳者養成・研修事業

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した、手話通訳者を養成・研修する事業

→ 都道府県等58か所

(6) 手話通訳者派遣事業

手話通訳者を派遣する事業

→ 都道府県47か所、市町村119か所

3. 盲ろう者

(1) 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・研修事業

重度盲ろう者について、コミュニケーションや移動の支援を行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成・研修を行う事業

→ 都道府県等34か所

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業

→ 都道府県等28か所

4. 広報・啓発

(1) 点字・声の広報等発行事業

点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する事業

→ 都道府県55か所、市町村461か所

聴覚障害者に対するコミュニケーション支援に係る人材の養成状況

平成14年度末

項 目	養成（派遣）数		備 考
手話通訳士	1, 215人		厚生労働大臣認定
手話通訳者	約3, 600人		都道府県で実施 （障害者社会参加総合推進事業）
手話奉仕員	約13, 000人	都道府県分 約7, 000人	都道府県及び市町村で実施 （障害者社会参加総合推進事業及び市町村社会参加促進事業）
		市町村分 約6, 000人	
要約筆記奉仕員	約9, 500人	都道府県分 約7, 000人	都道府県及び市町村で実施 （障害者社会参加総合推進事業及び市町村社会参加促進事業）
		市町村分 約2, 500人	

第3回 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班 資料

視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班における
検討のまとめ【骨子】 (案)

作業班委員

- 芦田 真吾 東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課長
大杉 豊 (財)全日本聾唖連盟本部事務所長
○板山 賢治 (福)浴風会理事長
笹川 吉彦 (福)日本盲人会連合会長
高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授
山路 憲夫 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

(五十音順)

○は、本作業班の議長

検討の経過

第1回

日時 2月9日(月) 13:00~15:00

- 議事 (1) 作業班の進め方について
(2) 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方について
(3) その他

第2回

日時 2月24日(火) 14:00~17:00

- 議事 (1) 関係者からのヒアリング
(2) その他

第3回

日時 3月25日(木) 14:00~17:00

- 議事 (1) 情報・コミュニケーション支援の現状と課題について
(2) 作業班における検討のまとめについて
(3) その他

検討内容

1. 視覚障害者・聴覚障害者等が地域生活を送る上での主なニーズについて

- 視覚障害者＝ 移動の自由が確保されることと、情報入手・コミュニケーションに対する読み書き面での支援
- 聴覚障害者＝ 情報入手・コミュニケーションに対する手話等を主な手段とする支援
- 盲ろう重複障害者＝ 移動の自由が確保されることと、情報入手・コミュニケーションに対する指点字、触手話等個別の支援

2. 視覚障害者・聴覚障害者等に対する地域生活支援の現状について

- 移動の支援
支援費サービスでの移動介護（ガイドヘルプサービス）が支援の中心。また、地方公共団体が実施する各種の施策に対する補助を実施
- 情報入手、コミュニケーション支援
地方公共団体が実施する各種の施策に対する補助を行っているほか、障害者関係団体が実施主体になって事業を実施
- 放送通信を通しての情報支援
字幕番組、解説番組等障害者向け放送通信サービスの実施

3. 視覚障害者・聴覚障害者等に対する支援の主な課題と今後の対応について

（1）視覚障害者・聴覚障害者の支援費サービス利用について

ア. 視覚障害者

- 支援費サービス利用の際の相談、情報提供及び諸手続き
 - 事業者情報の提供は、紙媒体やホームページが主流
- ⇒ 視覚障害者に対する配慮・工夫が必要
- ⇒ ケアマネジメントの制度化の検討が必要

イ. 聴覚障害者

- 支援費サービス利用の際の相談、情報提供及び諸手続き
- 手話等ができる従事者のいる事業所（特に重複聴覚障害者に対応できる事業所）の事業所数、情報の不足

⇒ 人材の養成とともに、事業者情報の提供の工夫について、先進的な取り組みの周知等が必要

⇒ ケアマネジメントの制度化の検討が必要

(2) 移動の支援（ガイドヘルプサービス）について

ア. サービスの範囲

- ガイドヘルプサービスの範囲の規定＝「社会通念上適当な場合」

⇒ たとえば、次のような場合は、社会通念上適当な場合として取り扱うことの検討が必要

- I 障害者団体の大会、研修会等に参加する場合の宿泊を伴う外出
- II 公共交通機関を利用することが困難な過疎地や、高齢者の自家用車の利用

- 視覚障害者の移動介護は、「身体介護を伴わない」区分を一律に適用

⇒ たとえば、要介護高齢者等の場合には、「身体介護を伴う」区分を適用することの検討が必要

イ. 緊急時等の取り扱い

- 利用者、市町村ともに、ガイドヘルプサービスの事前のニーズ把握が困難

⇒ 病気、災害等緊急時には、事後承認を含む柔軟な取り扱いを検討することが必要

ウ. 人材について

- 長年、従事してきたボランティアヘルパーの取り扱い

⇒ 質と量を確保する観点から、現在の養成研修の在り方（従事実績の評価等）についての検討が必要

エ. 利用者負担の在り方

- 支援費制度においては、生計中心者の所得に応じて負担額を決定

⇒ 成人障害者の利用者負担の在り方について、検討が必要

(3) 情報・コミュニケーション支援について

情報・コミュニケーション支援については、第3回作業班で検討

ア. 制度について

- 情報・コミュニケーション支援の在り方

⇒ 対象者が少なく専門的なサービスであり、障害者福祉一般施策としての社会参加促進事業で実施

⇒ 市町村単位だけではなく、広域的な取り組みについて、検討が必要

ウ. 人材について

- 盲ろう重複者のコミュニケーション支援は、これまでボランティアが前提

⇒ 質と量を確保する観点から、ボランティアの活動を支援しつつ、専門的な通訳者の養成を推進することが必要

⇒ サービスの提供だけでなく、障害者本人の力を育てていく支援が重要

これまでの議論の整理

【第1回作業班】

- ・ 視覚障害者の移動介護利用時の手続きを簡素化してもらいたい。
- ・ 事業者の所在や事業内容など事業者の情報が不足している。ホームページでは視覚障害者には不十分。
- ・ 費用負担は、本人の所得のみで判断してもらいたい。
- ・ 1日の講習で資格を得た人がサービスに従事でき、ボランティアで20年も経験がある人が、資格がないため従事できない矛盾がある。
- ・ 視覚障害者の移動介護は、1時間 1,530 円の単価。少なくとも1級の視覚障害者については、1時間 4,020 円にして事業が成り立つようにしてもらいたい。
- ・ いつ病気になるか分からないのに、あらかじめ支給量を決めることに問題がある。緊急時に対応できるようにしてもらいたい。
- ・ 相談窓口について、行政だけではなくて、民間でどこでも気軽に相談に応じてもらえる仕組みが必要。
- ・ 高齢で失明をしたような人や過疎地においては、公共交通機関を利用することが困難であるため、自家用車の利用を認めてもらいたい。
- ・ 社会参加という以上は、少なくとも年に1回か2回は宿泊を伴う外出利用を認めてもらいたい。
- ・ 聴覚障害者のニーズに対応できる事業所がほとんどない。障害者基本計画には、ヘルパーの目標数はあっても、「手話ができる」ホームヘルパーの目標数はない。
- ・ 手話の分かるホームヘルパーが欲しいと希望をした場合に、事業者から「いない」と言われたときどうすればいいのか。現在の制度では解決できない。
- ・ 現在、聴覚障害者のニーズに合うサービスは、支援費制度ではなく、社会参加総合推進事業の、手話通訳者派遣事業、要約筆記者の派遣事業、養成事業等に対応している。

【第2回作業班】

小林文雄氏

- ・ 支援費制度では立ち行かないということで、介護保険との統合が検討されているが、これまでの支援費制度で行なわれたサービスが低下することのないようにしていただきたい。
- ・ 支援費制度における利用者負担について、本人の所得のみならず扶養義務者の所得が関わってくるため、この点について、十分に検討していただきたい。
- ・ ガイドヘルパーの単価について、現行は家事援助と同額。しかし、1級の視覚障害者については、身体介護と同額にすべきではないか。
- ・ ガイドヘルパーについて、宿泊を伴う利用のニーズが大きい。

清田 廣氏

- ・ 重複聴覚障害者が利用できるサービスは、ほとんど皆無。重複聴覚障害者にとっての支援費制度は、有って無きもの。
- ・ 支援費のサービスだけでなく既存の障害者福祉サービスや教育・医療等を組み合わせる必要があり、障害者ケアマネジメント事業を再考して、現在のケアマネジメント従事者を専門職化することが急務。
- ・ 身体障害の中でも、盲ろう、肢体不自由ではそれぞれの生活が異なる。各々の障害にあった施策を作っていく方向を確立しないと、いつまで経っても聴覚障害者が安心して受けられるサービスが作られない。

福島 智氏

- ・ 盲ろう者が、独自の障害として法的に明確に位置付けられていない。
- ・ 盲ろう重複障害者は他の重複障害とは違うニーズを抱えており、その特別なニーズの中核をなすコミュニケーションの保障がすべての出発点となる。また、情報や移動を含めた総合的なサポートを提供する通約・介助者（通訳者）のサポートの有無や質が盲ろう者の生活の豊かさを決定づける。
- ・ 盲ろう者の教育、リハビリ、就労支援の充実と共に、とりわけ、通訳・介助者の養成と派遣、通訳を効果的に盲ろう者が受けられるためのコミュニケーション

訓練、IT利用の個別指導などのシステムが確立されることが必要。

- ・ 利用者負担について、盲ろう者は、所得が非常に少ない人が多いため、全体的に絶対額は低めに設定し、受けたサービスによって支払うという方法にすれば、無駄遣いを抑制しながら、同時に、生きる上での基本的な権利としてのサービス利用を行うことが、ある程度充足できる。
- ・ 盲ろう者のサポートに取り組む専門的な通訳者が、生活できるだけの収入を得られる仕組みづくりが必要ではないか。
- ・ 盲ろう者は数が少ないため、一方で、機動的に動ける少数の専門職を配置し、同時に、ユーザー自身が自分の回りにいる人たちを自分の支援者として活用していくべきではないか。

作業班委員

- ・ 障害者個々のニーズに合わせてどのような社会資源があるのかを考えるケアマネジメントが重要になってくる。支援費制度の中にケアマネジメントが位置付けられていないことは大変な欠陥。
- ・ 手話通訳のニーズに、手話通訳者等の社会資源、能力の養成が結びついていない。
- ・ 手話通訳は、事業としては社会的にも認められているが、言語としての法的な位置付けを考えるべきではないか。
- ・ 視覚障害、聴覚言語障害、盲ろう重複者の地域生活支援に関して、コミュニケーション、情報、移動について、今後、福祉のテーマとして取り組んでいくことが必要。
- ・ 支援費制度にはケアマネジメントが位置付けられていないため、地域にある社会資源を有効に結び付けて活かしていくという視点が欠けている。
- ・ 数が少ない障害者の特別なニーズについて、一般基準として対応することは無理があるため、特別加算、特別基準という方法を考えてみてはどうか。
- ・ 支援費制度でのガイドヘルプは、物差しのない中でスタートし、現場判断で制度運営を行った結果、運用の差が生じている。ある程度物差しが必要ではないか。
- ・ ガイドヘルプについて、利用者からは足りないという声がある一方、データから見ると、支給時間と利用時間との間に乖離がある。